

## むつ市議会第184回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成17年6月28日(火曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第167号 むつ市産業会館条例
- 第2 議案第168号 むつ市観光物産館条例
- 第3 議案第169号 むつ市イベント広場条例
- 第4 議案第170号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第171号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第172号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第173号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第174号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第175号 財産の取得について
- 第10 議案第176号 字の区域の変更について
- 第11 議案第177号 字の区域の変更について
- 第12 議案第178号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第13 報告第 9号 平成16年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第14 報告第 10号 平成16年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第15 報告第 11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市一般会計補正予算)
- 第16 報告第 12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第 13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第18 報告第 14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第19 報告第 15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第20 報告第 16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第21 報告第 17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)

- 第22 報告第 18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（平成16年度むつ市介護保険特別会計補正予算）
- 第23 報告第 19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（平成16年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算）
- 第24 報告第 20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（平成17年度むつ市一般会計補正予算）
- 第25 報告第 21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について）
- 第26 報告第 22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について）
- 第27 報告第 23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県消防補償等組合規約の変更について）
- 第28 報告第 24号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第29 報告第 25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約）
- 第30 報告第 26号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第31 報告第 27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（平成17年度むつ市一般会計補正予算）
- 第32 報告第 28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
（平成17年度むつ市用地造成事業会計補正予算）
- 第33 報告第 29号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第34 報告第 30号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第35 報告第 31号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第36 報告第 32号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第37 報告第 33号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（60人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
7番	村中徹也	8番	村川壽司
9番	小林正	10番	新谷功
11番	高田正俊	12番	佐々木肇
13番	石田勝弘	14番	鎌田ちよ子
15番	菊池広志	16番	野呂泰喜
17番	木村亀治	18番	川端澄男
19番	富岡修	20番	中村正志
21番	斉藤孝昭	22番	宮下順一郎
23番	赤松功	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大半澤敬作	32番	飛内賢司
33番	半田義秋	34番	牛滝春夫
35番	東健而	36番	坂井一利
38番	松野裕而	39番	東谷正司
40番	東谷良久	41番	佐々木隆徳
42番	立石政男	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
47番	千船司	48番	佐藤司
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	55番	菊池清
56番	澤田博文	57番	柏谷均
58番	工藤清四郎	59番	毛馬内光雄
60番	慶長徳造	61番	池田正利
62番	杉本清記	63番	久保田昌司
64番	川端一義	65番	服部清三郎

欠席議員（5人）

24番	工藤直義	31番	徳誠
37番	板井磯美	43番	竹本強
54番	堺孝悦		

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代査委員	菊池	十 四 夫
総務部長	齋藤	純	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部	名久井	耕 一
経済部長	森	正剛	建設部長	藤井	幸 男
教育部長	宮下	孝信	教育委員 事務	新谷	加 水
公営企業局 局長	新谷	博仁	監査委員 局長	小川	照 久
総務部・ 総務課 副総務	佐藤	節雄	企画部長 企次	工藤	武 勝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	つ地 農務局 事務局長	西山	肇
企画課 部長	下山	益雄	総務課 部長 総務補	濱田	賢 一
総務部 総務課 主任	中野	敬三			

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
総括主幹	飛内	啓一	主幹	柳田	諭
庶務係長	古川	俊子	庶務係 主任	濱村	勝義
調査係 主任	青山	諭	議事 係主任	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時10分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は60人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

6月22日に行われました福井県美浜町議会議員団の当市への行政視察来訪に伴う当市議会議員との意見交換会への出席者については、会議規則第159条第1項ただし書きにより、議長が出席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第37 議案質疑、委員会付託、一部採決

### 議案第167号

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第167号 むつ市産業会館条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第167号 むつ市産業会館条例についてお尋ねいたします。

この議案は、指定管理にするというふうな議案になっておりますが、これは例えば指定管理しな

いで通常どおりの直営といたしますか、そういう形でやった場合と指定管理にする場合と比べてどのくらいの経費が浮くかというか、その経費に差があるのかというのをちょっとお聞きしたいということが1点と、もう1点がこの産業会館条例の中を見ますと、使用料をしっかりと書いてあるのですが、私の勉強するところによると、その指定管理というものは、その指定管理を受けた者が一定の幅で使用料というのを選択できるというか、設定できるというふうになっていると私は理解しているのですが、そういう意味で使用料をはっきり書いているということは、これは使用料の変更はもうできないという形で理解すればいいのかわか、その2点、よろしくお願いたします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

まず、第1点目の指定管理者制度導入により、どれくらいの経費が浮くかというお尋ねでございますけれども、施設を管理運営するための経費としましては、一つは施設を維持するために必要な経費、これは建物、機械設備の保守点検、清掃費、光熱水費、燃料費、修繕料、あるいは減価償却費などがこれに当たる経費でございます。もう一つは、施設を運営するための経費、これは人件費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費などに要する経費がこれに当たると思います。

それで、まず3施設を一体的に管理運営するのに必要な人員の配置でございますけれども、今回3施設とも利用される側に立った開館時間、それから休館日としておりますので、合わせて9人の要員が必要であろうと見込んでおります。これを基礎にして積算しますと、指定管理者が3施設を一体的に管理した場合は、産業会館に4,900万円、観光物産館、イベント広場に2,600万円、合計しますと7,500万円の経費が必要であろうと見込んでおります。それで、仮に同じ条件下で3施設を

市の直営とした場合で積算した場合は、産業会館に7,000万円、観光物産館、イベント広場に3,500万円、合計いたしますと1億500万円かかると積算をしてみました。両方指定管理者の場合の7,500万円と直営の場合1億500万円、この差額3,000万円が指定管理者導入の効果だと考えております。

この経費の差額の要因としましては、まず第1は人件費の差、それともう一つは、建物、機械設備の保守点検を別途契約しなければなりませんけれども、指定管理者が民間の発想で自由な契約ができるということから生ずる経費の減が期待できるということだと思います。

それから、第2点目の使用料の変更はないのかということですが、本条例第17条に指定管理者に管理をさせる場合は、利用料金は市長の承認を得て指定管理者が定めると規定されております。ご承知のことだと思います。これは、地方自治法第244条の2第9項に「条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする」と、この規定を受けて定められているものでございます。条例では、利用料金の金額の範囲、それから算定方法などの基本的枠組みを定めているということでございます。よって、条例で定めている利用料金は指定管理者が定めることのできる利用料金の上限額でありまして、この額の範囲内で市長の承認を得て管理者は定めることができるということでございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第167号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第167号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第168号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 議案第168号 むつ市観光物産館条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第168号 むつ市観光物産館条例についてお尋ねいたします。

先ほどの質疑で、ここにも触れるような答弁もしてくれましたので、そちらは省きますが、1点だけ、現在まさかりプラザには職員がそれなりにいるのでありますが、この職員はどのような形になるのか、この1点だけお聞きしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(森 正剛) 現在いる職員はどうなるのかというお尋ねでございます。現在観光物産館は、むつ下北観光物産公社に管理委託をしております。公社の職員は嘱託であります事務局長が1人と課長補佐が1人、それから長期雇用の臨時職員1人、短期雇用の臨時職員1人、計4名で管理運営しておりますが、公社の正規な職員は課長補佐1人でございます。去る3月30日にむつ下北観光物産公社の理事会が開かれました。その席でむつ下北観光物産公社を解散し、観光物産館の管理については指定管理者制度に移行するということが決定されておるところであります。こう決定されましたので、公社の解散と同時に公社の職員たちは失職するということになると思います。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 3番。

○3番(横垣成年) ただいまの説明を聞いて、単純に、ああ、そうですかとちょっと言えないような中身でもあったと思うのですが、今正職員が課長補佐1人ということでありまして、ただ、当然60歳には達していない方だというふうに私は記憶しているのですが、そういう意味では、

ただ失職ということで、本人も納得していると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 本人の心のうちは、ちょっとわかりませんけれども、2年、3年前からそういう動きになるであろうと。これは、平成14年の1月に行政改革大綱が作成されまして、むつ下北観光物産公社の管理運営のあり方について、これも措置事項として掲げられた問題でございまして、そのときからこの問題、将来のこの指定管理者制度はその当時話題にはなっておりませんでしたけれども、むつ下北観光物産公社のあり方等々につきまして、市役所の行革推進本部内で検討されております。本人たちの思いも、私第1専門部会の部会長としまして接触したこともございます。それで、こういう状況になるかもしれないということは伝えておりました。今失職という冷たい言葉で言いましたけれども、新しい三つの施設の管理は新しい形になるわけで、そちらにどうこうというのは言えないわけで、これはあくまでも指定管理者が決める事項でございまして、予断を持って私はしゃべれない状況にあると、そういう立場にあるということをご理解ください。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第168号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第168号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第169号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 議案第169号 むつ市イベント広場条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第169号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第170号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 議案第170号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第170号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第171号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第171号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、45番柴田峯生議員。

（45番 柴田峯生議員登壇）

○45番（柴田峯生） 議案第171号、重度心身障害者医療費助成に関する質疑を申し上げたいと思います。

まず、第2条関係の第1項第1号でございますが、内部障害者の3級、65歳未満の者を削除する改正の理由は何なのか。それから、同じく第2号の愛護手帳と療育手帳の要綱などが大分前に改正になっているわけですが、今日入れかえた理由はどうか。

それから、第2点として第3条関係ですが、第1項に第3号及び第4号を加えて支給の制限を拡大するのは青森県の財政事情の理由だけであるのかどうか。市として重度障害者の経済負担を考慮

したならば、この事業の重要性から、現状の維持を働きかけるべきではなかったのか、その働きかけをしたのかどうか。

それから、三つ目は第5条関係、第2項の改正ですが、老人医療費の高額医療との関連であります。そもそも重度障害に対する医療は、直接には治癒が主たる目的ではなく、障害そのもの、つまり障害の著しい機能不全に対して特別に処方することに特質があると思っております。障害者団体の関係者は、そのようなことを述べています。いわゆる特別の医療と名づけてもいいと私は思っています。いわゆる健常者より一般の医療費がかかるのがこの人たちの立場であります。このことをどのようにお考えで改正に同意をいたしたのか、提案したのかお伺いします。

また、負担の一律1割負担ではなくて、しかも一定所得以上を除外するのは、自立支援の医療に関する利用者負担の重度で継続的に医療負担が伴う場合などの方策がとれなかったのかどうか。同時に世帯単位の所得ではなくて、重度の障害者本人の所得のみで判断する考えはなぜとれなかったのか。それから、健常者と重度障害者を同一のレベルで判断することは、ある意味では平等でしょうが、65歳以上を対象外とすることで経済的な負担も同一では、重度の障害を有する高齢者にとっては差別ともとれるのではないかと、そのことについてお伺いします。

次に、四つ目は現在のむつ市における対象者、該当者の国保、社保、老人保健及び内部3級の分類別の所得制限による非該当者はどのようになりますか。

それから、最後、この改正による市としての財政的な負担軽減額はどのようになりますか。まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答え申し上げます。

す。

まず1点目の第2条の関係になりますけれども、まずこの県の改正の経緯を若干申し上げます。全体的な流れにさせていただきたいと存じます。

本医療費の支給制度の県における改正の経緯でございますけれども、平成15年度に県単独医療費助成制度検討委員会から県の方に提出されました県単独医療費助成制度の今後のあり方についての報告書を踏まえまして、検討項目とされました2項目の医療費のあり方と、対象者ごとに異なる給付内容の是正ということで、さらなる検討が必要であるということから、障害者の団体の代表者、さらには医療従事者を委員に加えて、重度心身障害者医療費助成制度検討委員会を改めて設置してございます。いろいろ検討がなされてきましたけれども、その結果といたしまして、重度心身障害者医療費助成制度の見直しに関する報告書が昨年10月13日に提出されております。この中で、利用者にとって応分の負担を導入することはやむを得ないとの内容でございました。これを県の方で受けまして、それぞれの改正ということがやむなくされた。さらには、県の切迫した財政状況等から見直しを余儀なくされたという経緯がございます。これに沿って市といたしましても、市の財政事情、さらには県との本事業の関連性等から見直しをせざるを得ないという状況に至ったものでございます。

次に、内部障害の関係につきましては、県の方の考え方が給付内容の統一ということでの改正でございます。

第3条の関係につきましても、やはりそれぞれの給付に応じた給付内容を、ばらばらにやってきておったものを統一するという考え方からの改正でございます。

それから、第5条の関係でございますが、老人

医療費の高額療養費との関係につきましては、お話にもございましたように、非常に複雑な絡みがございます。その辺の関係から改正をいたしてございます。

それから、むつ市における対象者ということになりますけれども、これにつきましては総体で申し上げますけれども、平成16年度ベースで1,406名というような内容になってございます。その内訳でございますけれども、身体障害者手帳の1級、2級の関係では1,453名になってございます。それから、愛護手帳の関係では283名、それから精神保健の関係では49名、それから内部障害の関係では88名、これをトータルしますと1,873名になりますけれども、その中から生活保護の関係とか、あるいはまた施設入所者、それから所得制限者等を除いた分の1,406名が対象者ということになってございます。

それから、市の財政への影響ということですが、今の県の改正に準じて市も改正することによりまして、約2,880万円ほどの影響というふうに見込んでございます。ただ、市の財政といたしましては、このうち県から2分の1の助成がございまして、約1,400万円余の影響額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） まず、第2条関係ですが、給付の内容を一定化するためのものであるということで、それは了解いたしましたけれども、第3条関係についてご回答をいただいておりますので、後ほどご回答いただきたいと思っております。

それから、第5条関係の答弁の中で複雑な思いがありますということなのですが、これは市の担当者ばかりでなくて、重度障害者の方が特にそういう感じを受けているわけです。と申しますのは、この重度障害者の医療費助成を改正する審議会な

るものの一番最初の会議に重度障害者と、それから重度障害者の医療を担当する医師がその審議会の委員の中に入っていなかった。重度障害者から突き上げが生まれて、改めていわゆる新たな審議会がスタートして今日の答申になったと。ところが、答申は先ほどお答えのように、応分の負担ということになっているわけです。ところが、その応分の負担で今後検討すべきだということが、その答申案には書かれているはずなのですが、実際は1割負担、そして65歳を切ると、こういう形の改定になっているわけです。全く重度障害者にとっては不利益な状態が起こると。私は、先ほど申し上げましたように、健常者と重度障害者は違いがあるということをお私たちも大いに認識しなければいけないだろうと思っているわけですが、そこで市長にお伺いしたいのですが、例えば窓口負担1割、月8,110円、そしてそれ以外の経費を含めて大体1万2,000円前後かかっている酸素を用いている方の場合は非常に複雑です。大体1年間に14万4,000円の負担になっていると。そういう方は、ほとんどが年金生活で苦しい生活をされています。私は、こういう方に対する重度障害者の制限につきましても、こういった立場でむつ市としてやっぱりある程度の配慮もなかったのかどうかということをお伺いしたいわけです。

それから、先ほど出ましたように、非常に数が多いです。まだまだ出てくると思っています。そういう意味で65歳を切ったということなのでしょうけれども、65歳以上の方で、それから市町村民税の非課税の世帯の場合でも、超えた方でも限度額4万2,000円で、提案理由ですと4万2,000円で1割負担というようなお話ですが、ご案内のように身体障害者の支援自立法の方向づけから見ると、一定の所得がある方でも最高限度が2万円という線が打ち出されているわけです。そういったものも今回のこの条例改正では検討されなかった

かどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思  
います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） いわゆる福祉事業は県がリー  
ドして、市町村がそれに従うという形で行われて  
きておるということは重々ご承知のことと思いま  
すが、昨年度ぐらいから、実はもっと前からです  
けれども、県はこういうような温かい事業を始め  
て県費負担しますということを言いながら、3年  
ないしは5年でこういう事業を切ってしまうとい  
う傾向がございます。その中で我々は例えば乳幼  
児の医療費、県が断ち切った時点で、これは残さ  
ざるを得ないだろうということで残して昨年まで  
やってきました。昨年までやってきましたけれど  
も、財政の逼迫状況が非常に厳しくなりましたの  
で、これを所得制限とか年齢を少し下げるとい  
うことで残してやりました。身を切られる思いであり  
ます。こういうこともございまして、県がリードして  
くれると、つらくてもついていけるというような状  
況がございますけれども、残念ながら県の方が先  
にこういう形をとって、我々にその分をそれぞれ  
の市町村でやりなさいと、こういうふうに言って  
こられますので、その他にもメニューがいっぱい  
ありますので、それぞれがそんなに大きな金額で  
はないことはたしかですが、重ね合わせるとボリ  
ュームのあるものになるというような事情がござ  
いますので、それぞれを個々に検討して県の指導  
に従うような形をとらざるを得なかった、こうい  
うことであります。

それから、酸素を使っている患者さん、低肺機  
能、うちの家内もそうです。この低肺機能の方々  
の組織がございますが、今その組織に入っている  
のが30名弱なのです。会長をやっていた方が  
健康不良ということで会長をおやめになるとい  
うようなこともあります。そういう健常者でなく、  
負担を背負っていて財政的な負担もするというこ

とは大変なことだろうと思います。大体60歳過ぎ  
ると低肺機能が、病の度合いが重くなるというよ  
うなことがございます。うちの家内も60歳からや  
っています。ということで、こういう問題に対し  
てこれからの検討が必要だろうと、そう考えると  
ころであります。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 先ほどの第3条の  
関係の支給制限のお話でございますが、これにつ  
きましては先ほどお答え申し上げましたように、  
県の単独医療費助成制度の今後のあり方について  
の報告書を踏まえながら、さらには重度心身障害  
者医療費助成制度検討委員会からの答申を踏まえ  
ての支給制限に当たったということになっており  
ますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、65歳以上の絡みでございますが、確  
かにお話のように、65歳以上の方については対  
象外というような形もございますけれども、ただ  
市民税の非課税者は今の部分からは除かれるとい  
うこととなりますので、一概に65歳以上の方は対  
象外ということではございませんので、その辺ご  
理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 身体障害者が単なる財政の厳  
しさで医療問題も給付金が減少されていくとい  
うことは悲しいことであります。どうか知恵を絞っ  
て、これらの人たちの救助をしていくことを希望  
申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑  
を終わります。

次に、49番澤藤一雄議員。

（49番 澤藤一雄議員登壇）

○49番（澤藤一雄） 重度心身障害者医療費助成を  
今柴田議員の質疑で大方わかったわけですが、県  
がこの制度をこのように改めるということござ

いまして、それを市が単独で行うというのは市の22億円を超えるこの財政赤字の中では望むべくもないなど、このように感じております。

そこで、1点だけお伺いをいたします。旧町村での助成金の支払い時期と、この合併した後の支払い時期を比較してみますと、新市になって全体で15日程度、そして老人医療の受給者がさらに2カ月遅くなると通知されたが、その理由をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

今のお尋ねの内容は、重度医療給付金の還付金、償還金の遅延ということでお話かと存じますけれども、旧町村と合併後の支払いの差があるということですが、まず重度医療の給付の考え方ですけれども、本人申請に基づきまして、申請書の締め切りの翌月支払いをめどとして精算払いということを基本としてむつ市の場合対応してございます。お話のように、老人医療の対象の方ということですが、この老人医療の対象の方については、医療費が高額になった場合、非常に確認が複雑多岐にわたることがございます。さらには、その確認のための資料が審査支払機関の方から来るわけなのですけれども、この資料が来るのが2カ月ぐらいのおくれで私どもの方に来ます。したがって、その確認をしてから精算払いをせざるを得ないという状況で、どうしても日数を必要とするということでございます。ただ、旧町村というお話がございましたけれども、この辺聞くとところによりますと、概算払いで対応されていた部分があったように聞いてございます。ただ、概算払いで対応しますと、後ほどの精算、戻し入れ等が出てまいることが懸念されますので、その辺を勘案しまして、確実な償還ということでの精算払いで対応させていただいているというのが現在のやり方でございますので、ご理解をいただきたいと存

じます。ただ、これにはやはり私どもも幾らかでも早く償還払いができますように、審査支払機関の方に確認資料の早目の情報提供と、その辺もあわせて今後働きかけてまいりたいと存じますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） なかなか複雑な事務があるようでございますが、これは旧町村でやっていたという事実がございますので、その辺を十分に旧町村の皆さんと知恵を出し合って、できるだけ早く支払いできるようにお願いしたいと思います。年金受給者は、その還付金が来ないと次の医療費を支払えないという方も多々ございますので、そういうこともしんしゃくしながら事務を進めていただきたいと、このようにお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（宮下順一郎） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 私と同様の質疑が前にあって、既に私の聞きたいことがそれで盛られておりましたので、質疑を取り下げます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、29番工藤孝夫議員。

（29番 工藤孝夫議員登壇）

○29番（工藤孝夫） ほとんど先ほど柴田議員、あるいは澤藤議員の質疑でお聞きいたしました。しかし、せっかくでありますので、1点だけお聞きいたします。

いみじくも先ほど市長は、財政の逼迫、これが大きな要因だというふうに言われましたけれども、要するに市の行政改革の一環だというふう

とらえてよろしいのかどうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほど柴田議員にもお答えしましたけれども、この制度はやはり県の事業とも密接に関連しますことから、また他市の例等も参酌しながら検討しまして、そういう県の考え方に準じて改正をするということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） そうしますと、市でやらなければやらなくてもよかったということになるわけですね。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、県も当然そうなのですから、県の財政事情、さらには市におきましても市の財政事情ということでの対応も当然含んでございますので、この辺もご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で議案第171号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第171号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第172号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第172号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第172号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

私自身が調べたのによりますと、ちょっと調べ方が足りないとは思いますが、平成15年の3月にたしか国の方が災害に強い都市づくりをしようということで、都市公園のあり方をそのときにいろいろ法律で改正をしているのですが、それを受けてこういうふうな議案が出されたのかということのをまずお聞きしたいということと、あとこの議案の中には工作物とかという余り聞きなれない表現があるのですけれども、この工作物というのは具体的に何を指しているのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

第1点目でございます。これにつきましては、この条例の改正とは違いますということをお答えいたしたいと思えます。

それから、工作物等でございます。実は、無断で小屋とかそういうものをつくる方もいると。こういうものをまず工作物と言うのですが、関西方面では非常に多いホームレスの小屋とかいろいろございまして。こういうものがまず考えられるということです。そのほかには、最近では自転車とかバイク等が放置されるということもございまして。改正前は、これらを放置した相手方が確認できなかった場合は、手続を経て公園管理者が除去できるとされておりましたが、その後の保管、それから公示、売却、廃棄等に関する規定がありませんでした。このたびその手続につきまして法整備がなされたことよっての改正ということでございますので、ご理解願いたいと思えます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番(横垣成年) 再度確認させてもらいたいのですが、結局それは国のどういった法改正を受けてこのような議案が出されたのか、そこをちょっと確認したいのですが。何の法改正を受けて、こういう議案が出たのかをお聞きしたいのですけれども。

後でいいです。

○議長(宮下順一郎) よろしいですか。

これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第172号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第172号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第173号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第7 議案第173号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第173号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

提案理由の中には、県はつつ育成事業の改正を受けてというふうな形になっているのですが、この青森県はつつ育成事業の制度というのはいつ改正されたのかをお聞きします。

次に、この改正に伴って市民の負担というのは総額でどのくらいになるのか。何人くらいが対象で、総額どのくらいになるか、お答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

県の改正の時期でございますが、これはことしの10月1日の改正ということになってございます。

それから、もう一点の市民負担の関係でございますが、金額にしまして約110万円ぐらいというふうに見込んでございます。その件数は約380件と見込んでございます。ただ、これは1人で複数回入院される方もございますので、人数ではちょっと把握が難しい状況でございますので、延べ件数ということで約380件ということでございます。以上です。

○議長(宮下順一郎) 3番。

○3番(横垣成年) 今の答弁によりますと、県の方はことし10月1日に改正するということですので、改正する前にこういう議案をむつ市で先に改正してしまうというのはいかがかなと思うのでありますが、県がきちっと改正した後を受けてこういう議案を出すというふうな形にはできないものかどうか、そこをよろしく願います。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。お答えが不足してしまして申しわけございません。県の方では、ことしの5月13日に改正をしてございまして、施行が10月1日ということでございます。

以上です。

○議長(宮下順一郎) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、29番工藤孝夫議員。

(29番 工藤孝夫議員登壇)

○29番(工藤孝夫) 昨日会議録を読んでおりましたら、平成14年3月に旧むつ市では乳幼児医療費給付条例を改正し、1歳児及び2歳児のそれまで無料で病院にかかれておったものが所得制限を設けて福祉を大きく後退させておったのがわかりました。今日の条例、それにさらに追い打ちをかけ

るというふうなことで、私としては大変な改悪だなどというふうに思っております。今社会的にも問題になっております少子高齢化、こういう対策が求められているときに、どうしてこういうのを今出したのか、もう少し考える余地はなかったのか、この点について市長から答弁を求めたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほども工藤孝夫議員にお答えしたところでありますが、県がさまざまなメニューをつくって、さあ、市町村でもこの事業をやりなさいと、こう言ってきました。乳幼児の医療費についても、初めは全額を負担しなさいという県の条例であったのでありますが、3年たってそれを改めて、乳児についてはと、こういうことになって、さらに所得制限がついてきた。我々は、それに抵抗といいますか、ささやかな抵抗をして乳幼児の医療費全額ただということで頑張ってきました。頑張ってきましたが、財政的な負担に耐えられない要素になってきましたので、改めたということであります。

少子高齢化の中で子供さんを大事にするというのは、これは極めて大事なことであります。ただ、食事のお金をちょうだいするのは、家にいても飯食うでしょうと、こういう理屈なのです。だから、病院に入ってちゃんと料理したものを食べていただくのだから食事代はちょうだいしましょうと、そんなに高くないものをちょうだいしましょうと、こういう考え方でありますから、この辺は割と納得しやすいのではないかと、そう思っておりますのでございます。これからは、少子高齢化がいよいよ進むでしょう。医療費とか保育だとか、我々は子供を安心して産み、育てられるような社会づくりをしていかなければならないと願っています、考えてはいます。しかし、なかなかかゆいところに手が届かないのが今日の状況でござい

ますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 納得したわけではありませんが、これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で議案第173号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第173号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第174号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第8 議案第174号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第174号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第175号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第9 議案第175号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。  
3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第175号 財産の取得についてお尋ねいたします。

この議案は、緑町に市営住宅を建てるための9,189平方メートルの土地を取得すると。平成17年度の予算書には、私が見たところによりますと、緑町団地関係の予算が2,000万円計上されているというふうに記憶しております。それで、今回の

この議案を見ますと、9,189平方メートルの土地を買うのに2億8,000万円くらいと書かれておりますので、この2億8,000万円はどのような形で財源措置をするのかをお聞きしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) お答えいたします。

まず先に、いつ施行されたかというお話がございました。これは、平成17年4月1日施行というようなことでございます。都市計画法の関係でございます。

続きまして、今の予算の関係でございます。実は、3月の予算議会におきまして、債務負担行為として平成18年から平成23年まで2億6,884万7,000円既にもう議決をいただいております。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 3番。

○3番(横垣成年) それはわかりました。それで、この2億六千幾らというのがどのような形で、例えば平成17年度は2,000万円、平成18年度が4,000万円、平成19年度が5,000万円、こういう形になるのか、そこら辺大まかでよろしいので、よろしく願います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) お答えいたします。

平成18年度から平成23年度まで、金額を均等にいたしまして、それで支払いをしていくというようなことでございます。地権者からは、財政も厳しいということをお話しいたしましたら、7年賦でよろしいということの合意も得ておりますので、この形でまいりたいというふうに考えております。

1年間で大体4,600万円から4,200万円になります。

○議長(宮下順一郎) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第175号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第175号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第176号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第10 議案第176号字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第176号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第177号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第11 議案第177号字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第177号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第178号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第12 議案第178号平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 歳入の方からちょっとお聞きしたいと思いますが、7ページの国庫補助金の合併推進体制整備費補助金ですが、これで今年度の

分が全額なのか、それとも今後またふえる見込みがあるのかどうかということ。

それから、歳出の方のコミュニティ助成事業費補助金、これ見ますと、脇野沢地区に対するものなのですが、これは宝くじの分を補助金として交付をされるものと理解してよろしいですか。

それから、三つ目、10ページの社会教育費の図書館分館図書資料検索等システム設置経費の関係、これは合併推進の補助金になっているのですが、その関係をご説明いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

初めに、合併関係のことでございますが、これですべてというわけではございませんで、この後まだ途中から入ってきたり、いろいろ調整して新しく入ってくるものもこれからまだ考えられますので、これが固定した額というわけではございません。

それから、コミュニティについての補助金は、仰せのとおり宝くじのものでございます。

図書館のシステムのものでございますが、これは本館のシステムをそのまま各分館でも利用できるように、そのための事業でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 図書館のシステムの関係なのですが、私先日初めて市民になりまして、図書館へ行ってカードをいただいてまいりました。そして、図書を初めてお借りしたわけです。その際、返本についてお話をしまして、分館体制そのものがまだよくできていませんけれども、分館の方に返本してもよろしいというお話をいただきまして安心したのですが、2週間の貸し出し期間の中にいわゆる図書の返本の体制がよくできなければ、本館で借りる、あるいは分館で借りるというシステムができなければ、なかなか合併した3地区での図書館の利用というのは高まってこないのでは

ないかと思っておりますので、その整備の一環だということに理解をいたしました。

図書の資料購入費もありました。入ってみて実感したのは、非常に学生さんが、中学生、高校生を含めてかなりの人が入っていました。特に図書館は冷房がよくきいていましたので、市長がよくつくった建物なのかもしれませんけれども、外が暑い日でしたので、非常に子供さんたちが多く利用していました。また、子供さんを伴ったお母さんも随分入っていて、図書の充実というのは必要だなと、そう感じていますので、図書資料の充実を今後どのように考えているのか、その辺をお聞きしたいなと、こう思っています。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 教育委員会事務局からお答えいたします。

図書資料の購入につきましては、年度年度の予算の中で予算要求いたしております。100%の充実という面にはいきませんが、民間団体の方から現物の寄贈または現金の寄贈をいただいております。これらの熱い心を十分に生かしながら整備体制を整えるとともに、各民間団体のこれからの理解も深める努力をいたしまして、寄贈等の本をいただける体制づくりと、また財源確保につきましても努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 関連議案をお尋ねいたします。

まず、この補正予算の歳入の7ページになりますが、上の方に地方道路整備臨時交付金というのがありたということで、これはどこかの事業を手当てするためにおりたと思うのですが、これはど

この整備の部分かお聞きします。

そして、同じページの真ん中あたりに今度は道路橋りょう整備債ということで940万円が減額になっておりますが、これはどこの部分のものかということですか。

そして、あと最後であります、8ページの総務費で、今回の補正予算には特別職2人、金額にして430万円が計上されております。これは、新聞にも報道されましたが、参与と、あと危機管理官という方の手当部分かなと思うのですが、こういう方の任務を具体的にお聞きしたいのと、この2人の給与は430万円ですから、単純に2で割って215万円ずつなのかどうか、そこら辺も教えてもらえれば。そして、人選はこれからなのか、それとももう既に内定しているものなのかどうか、お聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 特別職の参与でありますけれども、給与等については担当の方から説明いたします。

1人は参与でございます、これは人事的には旧脇野沢村の前村長をお願いしたいと。

それから、海上自衛隊を退職する方を危機管理官としてお願いしたいと、こういう考え方であります。今国民を守る法律というのができまして、市町村長の権限がかなり強くなる、同時に警察、自衛隊、消防といったような組織と連携を深める必要が出てきます。そういうことで、幸いなことにこの土地には海上自衛隊大湊総監部がございますので、そことの連携を密にして災害出動等、あるいはテロまで想定している法律でございますから、そういう事態に共同作業ができるような体制をとりたい、これが危機管理官の方の考え方であります。

それから、旧脇野沢村の前村長であります、任務を特定して発令したいと。任務の一つは、猿

であります。猿については、今教育委員会の中で、今の被害をどうやってこれ以上ふやさない、あるいはできれば少なくしたい、その方法を京都大学にあります研究所と連携を深めながらやることできないかということで検討をさせております。火野葦平という作家が書いた「ただいま零匹」という小説がございますけれども、これは高崎山のことを書いた、当時の大分市の市長さんが猿を観光の目玉にできないかということで始められたものであります、そういうことを調べてもらっていたところ、高崎山でも猿が分家したと。それから、日本至るところで栄養がよくなったのでしょうか、猿の集団が分離して行動する範囲が広がっているということが現象としてあるそうであります。そういうことに対する対策を一つ担当してもらおうということ。

もう一つは、下北汽船の問題であります。下北汽船は、今蟹田 脇野沢フェリーと、それから離島航路、さらにもう一つ、会社を清算するための会社、三つに分離しました。国は、離島航路は廃止しないという方針を決めておりますが、県がなかなかこの方針に乗ってこない。蟹田 脇野沢フェリーについては、県が援助をしてもよろしいと、こう言っているわけですが、こちらの会社は旧蟹田町の前助役が社長になるという予定であります。さらに、清算するための会社、これは今濱崎さんが社長ということになっておりますが、そういうことで、3分割した会社をスタートさせると。これは、私も今度取締役になりまして、まだ任命されていませんが、総会では選ばれました。申し上げるまでもなく佐井 脇野沢 青森という離島航路は、陸上交通に比べて非常に長い道路を通っているのを直線で結ぶわけです。ところが、船の本体がかなり老朽化している。この船をどうするかという問題があります。旧脇野沢村前村長は、このフェリーに深くかかわってこられました。

昨年平成16年度はむつ市を含む管内8市町村が下北汽船という会社に大体50万円ぐらいずつ、脇野沢村はもっと多額の金を出しているわけですが、そういうことで航路を維持しようという努力を重ねてまいりましたし、私どもも議会にご相談しながらそういう一種の寄附金ですけれども、やってきたという流れがあります。そういうことで、旧脇野沢村の前村長は、下北汽船に深いかかわりを持ってきたし、経営を維持するための努力もしてきた方です。しかし、会社の形態が新しくなった、この中で新しい会社をどう健全な方向に持っていくかということは大変な努力を必要とするということになります。というようなことを考えて、この経営に深くかかわってこられた旧脇野沢村前村長を参与として残ってもらう必要があるのではないかと。猿と下北汽船、この二つの問題を担当してもらうという考え方で今ご提案をしているところであります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 報酬等のお尋ねでありますので、具体的にお話し申し上げます。

まず参与につきましては、今回予算が通りますと7月から9カ月、それから危機管理官につきましては8月から8カ月の予算計上してございます。このお二方は、週30時間の非常勤の特別職と考えております。任用期間は1年以内と考えてございます。それから、報酬につきましては、参与につきましては月額30万円、それから危機管理官につきましては20万円を上限として考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

地方道路整備臨時交付金につきましては、当初予算措置しておりました道路維持工事の一部が地方道路整備臨時交付金ということで補助の対象と

なりましたことから、土木維持費の財源更正を行ったということと、当該交付金事業に要する事務費を追加した措置でございます、上の方の1,650万円というところと、その真ん中に土木債というのがあります。940万円でございますが、これが歳出の方の土木費の10ページ一番上の方に同じような項目がありまして、36万円補正してありますが、これを全部合わせまして一般財源から地方債も減らしまして、この地方道路整備臨時交付金の事業に振り向けたと。1,650万円がそのトータルの額でございます。この1,650万円の中には、10ページにありました36万円が入っていると、そういったことでの財源更正でございます、この事業の実際の具体的な場所といいますと、並川町、文京町、桜木町、小川町、赤坂地区の道路整備工事が入っております。これは、道路橋りょう整備債ということで手当てしておりますけれども、これは項の名前が道路橋りょう費ということでございまして、今申し上げました道路整備工事、これが実際の内訳ということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 特別職のことについてであります。人選は聞くところによると内定しているような感じですが、この自衛隊の方というのは既に退職された方でこのようにしているのか、それとも現職を直接こういう形にするのかというところを再度お聞きしたいということ。

あと、参与も危機管理官も週30時間勤務してもらうということですが、この参与について、任務が猿と下北汽船ということで、これで週30時間という労働の割り当てがちょっとびんとこないものであります。旧むつ市は旧脇野沢村とばかり合併したわけではなくて、川内地区にも考えてみればいろんな問題もあると思うし、大畑地区にも病院を初めとしたいろんな問題があると思いま

す。そういう意味では、もし脇野沢の方をこういう任務につけるのであれば、平等を期するためには川内とか大畑からも当然そういう形のものをつくる必要があるかなど。これちょっとお金の面で大変だとは思いますが、なぜ脇野沢だけなのかという疑問は、今の説明を聞いただけでは意味がわからないところがあります。そこら辺再度お聞きしたいと思います。川内とか大畑は全然問題のない地域だというふうに認識してこういう形にしたのかと、そこをお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 就労時間は30時間以内ということであります。

それから、危機管理官は自衛隊を退官する予定の人であります。

さらに、旧川内町、旧大畑町の前町長はどのようなのだということですが、これは会議を開いております。それぞれの方々に出席をしていただいて、市政運営にご協力をいただけないかというお願いをしております。旧川内町長、旧大畑町長はその気はないと、陰で応援するから、特にいすを持って座っているということはないと、こういうことを言われましたので、強いてお願いはしませんでした。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） であるならば、私は脇野沢の方も同じようにいすを設けなくて頑張ってもらおうという形で説得するのが、今むつ市の財政も大変でありますから、やっぱり市長のとるべき態度ではないかなというふうに思います。その点、そういう考え方をこの方はとれないものかどうか、いすを設けなくて私は動かないよというふうな方なのかどうか。そこをきちっと確認したいなと思います。

それと、今回合併したのは在任特例でしたよね。というのは、各地域の議員が地域をしっかりと守

って目配せをしてもらいたいということで在任特例でそのまま残ってもらったと。そういう議員がいるにもかかわらず、なぜその地域からわざわざ参与という形の人を設けなくてはいけないのか。やはり議員に頼って、それは議員もいろいろ忙しいでしょうから、下北汽船だとか、そういうのに専門に取り組むというのはなかなか難しいとは思いますが、でも市長もわざわざ取締役になるわけですから、そういう形で議員と一緒に下北汽船をどうするか、また私たちむつ地区の議員もそういう意味ではいろいろ目配せをしながら一緒に取り組んでいきたいという気持ちはあるのですが、この2点、在任特例は何のためだったのかということと、いすを設けなければその方はやる気がないのかどうか、そこをちょっとよろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 在任特例の意義については、議員の方がよくわかっているでしょう。私が解説する必要はないでしょう。いろいろ議論をしてそこにたどり着いたわけですから、それはそれで十分ご理解ができているものと思います。

もう一つの方であります。脇野沢まで会議等で行きますと、半日仕事よりもちょっとヘビーなのです。まず1日かかると考えなければならない状況です。脇野沢も分庁舎に行っていれば済むという問題ではなくて、それぞれの地域をきちんと掌握していかなければならないということもあります。そういうような物理的な条件も考慮すれば、脇野沢地区の中の事情に詳しい人に分庁舎にいてもらう、こういうことも必要だと考えます。脇野沢で会議をやると、1日こっちにいらなくなるのです。今むつ市脇野沢農業振興公社で一つ、それからもう一つ何か会議に必ず出なければならないことがありますと、ほとんど一日仕事になります。そういうような物理的な状況も考えれば、そ

して地区を思う気持ちを大事にしてこれから先よくしていくという気持ちを発揮してもらえればと思います。その中で猿と下北汽船という問題は脇野沢に非常に重要な意味を持つ仕事であると私は理解をしておりますので、そのように申し上げたところであります。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、50番千賀武由議員。

（50番 千賀武由議員登壇）

○50番（千賀武由） 私は、歳出8ページの第1目一般管理費の特別職の430万円の報酬の件についてお尋ねいたします。

参与とは、危機管理官とは一体何をするかということ、先ほどの答弁で大体理解いたしました。

次に、参与、危機管理官、この方たちはやはり外部の者でなければいけないのか、その点についてお聞きしたい。また、この参与、危機管理官なるものの仕事を現在の市の幹部職員で対応はできないものか、それをお聞きしたいと思います。

また、先ほど市長が話されました猿の問題でございますけれども、これはむつを初め脇野沢、川内、大畑地区全体を担当するのか、この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 二つの役職については、先ほど横垣議員にお答えしたとおりでございます、脇野沢を知っていて脇野沢地区に住んでいる方、それともう一つは物理的な条件として、私どもがそれぞれの地区に行く時間的な口スを短くする。合併に伴いまして地域イントラネットというのでございまして、連絡は密にとれるようになっておりますが、やはり百聞は一見にしかず、そこを見て、そして判断をするということの機会がふえてくると考えられますので、そのような方法をとりたいと思っておりますのでございます。

危機管理官については、これは率直に申し上げますと海上自衛官です。先ほどの国民を守る法律が、都道府県知事が中間では一番トップであります、この命令権を執行するその際には、市町村、自衛隊、警察、消防、地域といったようなところと連絡を密にして進めるということになっております。こういう公の目的を遂行するためには、市役所職員を任用することも十分考えなければなりませんけれども、今地方自治法、地方公務員法の改正がございまして、退職した職員を使うという方法もあるのです。この場合、給料を60%以下にしないと、こういう制約がありますけれども、ただし私が今申し上げております特定の個人については、海上自衛隊の中で、特に大湊基地で長い勤務をしてきている、大湊の組織を熟知している、こういう方ありますから、特にむつ市出身の方でございますので、連絡を密にする、地元の理解もあるという条件を考えまして、今ご審議をいただいているところであります。

○議長（宮下順一郎） 50番。

○50番（千賀武由） 市長のただいまの話を承りまして、理解をしたわけでございますが、私は現在のむつ市のこの厳しい財政事情を考えれば、いろいろな面でも節約等をしていかなければならないこの時期でございます。市長のこのご意見は理解したわけでございますけれども、わざわざ外部から配置しなくてもよいのではないかなと考える一人でございます、私としては市長に再度このことについては、特別職の報酬のこの任用の件につきましては検討してほしいことを申し添えまして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これでは千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、51番目時睦男議員。

（51番 目時睦男議員登壇）

○51番（目時睦男） 特別職の関係でお尋ねをしたと思いますが、先ほど前の議員の質疑でほぼ私の思いの部分についてはお尋ねがありましたし、回答がありましたので、理解をしたわけでありませんが、先ほど市長の答弁の中で大畑、川内についても、その必要性については認めているという理解をしたわけでありますが、今後ともそのような採用等々の大畑、川内への配置についても引き続き検討していくというご理解でよろしいのかどうか、その点だけご確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 人事的な配慮をすることで可能ではないかとは思いますが、これは、今それぞれ分庁舎についてはそれぞれの庁舎から出てきた人事を素直にそのまま実行しております。しかし、人事交流の必要性も高まってくる、あるいはそれぞれの地元で働いてきた職員と人事交流をした職員とが協力し合うことで新しいことが生まれてくる可能性もあります。いろいろな手法を使って進めていきたいと思っておりますが、当面元町長さんたちにご相談申し上げて断られたものでありますから、これはあきらめざるを得なかったということですので、庁舎内にある人材を活用するという方法に切りかえざるを得ないだろうと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 51番。

○51番（目時睦男） 先ほどの議員のご意見なり質疑なりにもあったわけでありましたが、それぞれ脇野沢の猿の問題、下北汽船の問題と同じようにそれぞれの編入によって合併した大畑、川内についても、大小にかかわらず行政課題については抱えている現状があるわけで、ただいまの市長の答弁の中で一定の理解は示すわけでありませんが、引き続き努力をお願いしながら質疑を終わりたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第178号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第178号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本案に対しては、杉浦洋議員外17人からと、目時睦男議員外5人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者から修正案の説明を求めます。

まず、目時睦男議員外5人から提出されております修正案の説明を求めます。51番目時睦男議員。

（51番 目時睦男議員登壇）

○51番（目時睦男） 議案第178号 平成17年度むつ市一般会計補正予算案の修正案について提案理由を申し上げます。

このたび上程された議案第178号 平成17年度むつ市一般会計補正予算案は、わずか127万8,000円という増額補正であります。その内容を見ますと、各項目にわたって節減をしていることがうかがわれ、財政難の折、その対応は評価しているところであります。しかしながら、その中において非常勤職員採用という形で9カ月が1名、8カ月が1名であります。430万円を新たに予算計上していることについては、極めて大きな問題があります。しかも、これまでの経緯を見ますと、市長の議会軽視の態度が、これを看過することはできない状況を引き起こしています。

その問題点の第1は、非常勤職員採用は予算措置が必要にもかかわらず、議会承認は必要ないと言って議会前に記者会見をしてしまうというやり

方は議会軽視も甚だしいことでもあります。

第2の問題は、この非常勤職員について、合併協議会での議題に付しておらない事案であります。

第3の問題点は、合併協議会での議論なしに記者会見を行い、脇野沢だけに参与を置く話をしているが、今回の予算提案では新たに危機管理官なるものを計上していることは二重の議会軽視に当たるものであります。

第4の問題点は、新むつ市になっても財政再建団体突入の危機的な状況であることを踏まえ、議会もあらゆる活動経費を削減し、協力していることを知りながら、新たな財源予算をつくり出すのでは理にかなうものではなく、市民の理解を得られるものではありません。要はこのたびの非常勤職員採用については、その必要性についての根拠に乏しく、財政状況及び市民の代表組織である議会を軽視していると言っても過言ではありません。よって、本補正予算案中で非常勤職員採用経費については認めることができず、全額削除の修正案を提出するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これが目時睦男議員外5人から提出されております修正案の説明を終わります。

次に、杉浦洋議員外17人から提出されております修正案の説明を求めます。46番杉浦洋議員。

（46番 杉浦 洋議員登壇）

○46番（杉浦 洋） 議案第178号 平成17年度むつ市一般会計補正予算の修正案について提案理由を申し述べさせていただきます。

ことし9月限りで廃止予定となっていた青森脇野沢 佐井航路、通称離島航路が5月24日開催の下北汽船株主総会で存続の決定がされ、さらに6月7日には三村県知事がこれを基本的に尊重したいと述べ、事実上航路存続を容認する考えを示

したことは関係地域住民、とりわけ脇野沢地域住民にとっては悲願が通じたものであり、喜びにたえないところであります。これもひとえに杉山むつ市長を初めとする関係各位の皆様方の努力のためものと、この場をおかりしまして衷心より感謝を申し上げたいと思います。

一方、6月21日の朝日新聞に掲載されたとおり、地方交付税の減額による影響があるものの、今年度の収入不足額が合計約35億3,800万円に膨らみ、市長自らも薄氷を踏むような非常に厳しい財政運営を覚悟しなければならないと申しており、特別職の本俸削減並びに職員の期末勤勉手当及び管理職手当の削減等による人件費の抑制を図るとともに、旧むつ市民の方々には約束した電源立地地域対策交付金の電気料金への還元を取りやめるなどの負担を強いております。

このような状況下でありながら、今定例会に新市が抱える行政課題に柔軟かつ迅速に対応するためとの理由で、新たに非常勤参与を起用するための予算が計上されたことはまことに残念であり、市長の人件費の抑制を図るという市政運営方針にも反するものではないでしょうか。

冒頭述べましたとおり、下北汽船「ほくと」は皆様方のご努力により存続が決定されましたが、猿については大畑地区でもジャガイモなどが被害を受けていると聞き及んでおります。被害補償とあわせて早急に被害防止策を講じなければ被害は拡大してまいります。これ以上猿の被害が広がらないようにするために、担当部局が人と猿との共存共生を図りながら被害防止に努めるという極めて難しい問題に取り組んでいるとき、一地域だけを特定したような新たな人件費の予算計上は、その必要性が極めて希薄であり、到底市民の理解を得られるものではなく、さらには一地域からだけの非常勤特別職の登用は、4市町村の合併における地域バランスにも反し、他の2町の方々の反発

と市政に対立の構図を誘発しかねません。下北汽船は、存続が決まったとはいえ、まだまだ多くの難問が山積していることは十分理解しており、だからこそ今後は旧市町村の垣根を越えた市民の皆様のご理解とご協力を仰いでいかなければならないわけで、このような状況だからこそ、人員配置に予算措置するのではなく、運営費に対する助成などの方策が効果的であり、市民の理解がより得られるものと信じてやみません。

以上の理由から、第2款総務費、第1項総務管理費の補正額430万円から270万円を減額した修正案を提案したわけでありますので、どうぞ議員の皆様方にはご理解をいただき、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで杉浦洋議員外17人から提出されております修正案の説明を終わります。

これで提出者の説明を終わります。

この際、議事整理のため、また昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、53番濱田栄子議員。

（53番 濱田栄子議員登壇）

○53番（濱田栄子） 今補正予算に対する修正案が出されたわけですがけれども、市長にお聞きいたします。

この修正案がもし可決することによって、市民はどういう不利益をこうむるとお考えですか。

（「市長は答弁できない」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 規則上、修正案に対しての

質疑は、その修正案の及ぼす影響等については、市長並びに説明員は答弁できます。

（「議案審議と一緒にしよう」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 修正案に関してです。

（「議案審議は終わったでしょう」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時04分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（杉山 肅） 不利益ということになりますと、利益と対照させなければならないと思うのです。脇野沢地区に関しては、参与を置くことによって、脇野沢地区の行政をスムーズに運営するという効果が出てきますが、同時に報酬をお支払いするという事で予算が多少使われるということでもありますから、その分ほかの予算にも微妙な影響はあるのではないかとすることは考えられます。それが不利益ということになるのか、利益の方を重く見ていただけるか、そういう問題であろうと考えます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 危機管理官に関してはどのようにお考えですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 我々の地域に、今東通原子力発電所が商業運転をいたします。これらについて、防災計画、これは一般の災害による防災計画と原子力防災計画と2種類になっております。今まで私どもは原子力災害を想定した防災訓練はやっていませんでした。実は、原子炉から10キロ範囲内にある集落については、ある程度の訓練をやって

おかなければならないということで、防災訓練そのものをむつ市の場合は市独自でまだ一度もやったことないのです。県内のつがる市を除くほかの7市は、すべてさまざまな防災訓練をやっているのですが、むつ市の場合はやってこなかった。県が主催する防災訓練はやりましたけれども、10年ぐらい前になってしまっております。そういうことで、防災訓練をやることで災害に対する心構えを持っていただくという際に、さらに範囲を広げた国民を守るための法律が、先ほど議案審議の中で申し上げましたけれども、国、都道府県、自衛隊、警察、消防という関連で防災訓練を実施するというようになっておりますので、そういう際に特に自衛隊との連携は自衛隊出身の危機管理官を配置することで連絡がスムーズにいくというメリットはあります。ただ、自然災害の少ない地域であると私は認識をいたしておりますけれども、そういう中で災害がないということは断定できませんし、先ほど申し上げましたけれども、原子力防災計画の訓練も必要であると。大平の港湾は、避難港に指定されています。防災のための避難港です。そういうような要素も含めて考えますと、利益の部分は連絡がスムーズになるということ、不利益ということになりますと、やはり給料を払うということが微妙な影響が出てくるだろうと、そう考えます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） わかりました。

それでは、次に提案者にお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 暫時休憩いたします。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

53番。

○53番（濱田栄子） 申しわけありません、ふなれなものですから。

では、目時議員と杉浦洋議員の、提案者にお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） それは、先ほど説明しましたように、もうできませんので、ご理解願います。暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

53番。

○53番（濱田栄子） 市長は、今給料を払う不利益、危機管理官に関しては連絡がスムーズにいくと、そして猿の問題については脇野沢の地域の問題解決に効果があるのではないかなということを行いました。猿問題は、脇野沢だけでなく、もう下北半島全体の問題でございます。私たちの地域においても、もう畑のジャガイモまで掘られているという状況であります。畑をつくる人は、もうやる気をなくしているところでございます。これは、もう一部地域ではなくて、下北全体が時と場合によってはこの天然記念物の縛りを解くということまでいかなければならないのではないかなと思っています。ですから、もう少し大規模な形でこれを練った提案というのをさせていただきたかったなと思います。答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご発言のとおり、猿の問題は既に脇野沢地区の枠を外れた大きな問題になってきておりますが、根っこにありますのは、やはり脇野沢でえづけをしたということに原因を求められます。ですから、まず一番大きな被害をもたらしている地域に対する対策を講ずる、それと並行して、これは議案の審議の際にも申し上げたところ

ろでありますけれども、京都大学の霊長類研究所と連絡を深めることで対応策を、我々のような素人集団ではなくて専門家の集団のご意見ももらえることになるだろうと考えます。そういう効果を川内、佐井、大間、大畑にも広げていく対策ができるのではないかと考えていますので、やはり一番大きな問題を抱えている脇野沢を先に考えていかなければならないという順序で今私は考えておるところでございます。

○議長（宮下順一郎） これでは濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、41番佐々木隆徳議員。

（41番 佐々木隆徳議員登壇）

○41番（佐々木隆徳） 私も濱田議員と同様にふなれな点があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

修正案が2件出ましたけれども、本来内輪の関係で杉浦洋議員にお伺いすることは何だと思えますけれども、私と杉浦洋議員は旧脇野沢村で正副議長として合併までやってきた関係もありますので、考え方の相違はあろうかと思えますけれども、確認の意味で若干の質疑をさせていただきます。

修正案2件につきまして、杉浦洋議員が出されたのは大変厳しい財政運営、離島航路、北限の猿と三つの問題に対する人件費の削減でありますけれども、もう一点、目時議員が出されましたのは2件の非常勤の全額削減ということで、これは議会軽視ということで、市長に対する内容かと思えますけれども、それから財政危機的状況と、二つとも同一した形で、財政の危機的状況ということであります。杉浦洋議員が提案いたしました修正案につきましては、財政が厳しいとの理由を挙げていますが、それならば提案されている2名に対しての全額の減額修正すべきと考えますが、この点どのような見解か。

次に、私は原案に賛成する一人として、脇野沢

地区出身議員として、また一市民として旧脇野沢村のことを市長及びここにおられます三役、部長級に対しまして、じかに意見、提案を具申できる立場に旧脇野沢村の最高責任者であった方がなれるということは、地区にとって非常によいことであり、大変心強いことだと思います。この点につきまして、修正されていますからお伺ひいたします。

3点目、当然我々は議員活動していかなければならない、修正案が可決されたとしても、今以上に研さんを積み、努力していかなければならないと思えますけれども、最後に本修正案が可決され、予算措置がなくても議会の承認なしに任命可能な非常勤の特別職、もちろん無報酬ということで、例えば市長が起用したならば、どのように考えるか。簡単で結構です。3点について、まずお伺ひいたします。見解で結構です。

○議長（宮下順一郎） 46番。

○46番（杉浦 洋） 質問はしたことがあるのですが、答弁はしたことないので、大変申しわけございません。また、私市長ほど博識でもございませんので、答弁は舌足らずになろうかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

1点目のなぜ二つともやらなかったか、参与だけに限定して減額修正案を出したのかというお尋ねでございますけれども、私簡単に申し上げまして、危機管理官については、その必要性というものはわからなかった。希望を申し述べるならば、きょうの質疑の中で市長が申し述べたことをもつと以前に我々議会に説明してもらえればありがたかったなと、そんな思いであります。そして、答弁の中で危機管理官というものの必要性を私は感じました。その時点では、ここまで削除するための自分の意思が決定されなかったために、参与の部分だけを減じたということでございます。

地区にとってはよいことではないかなというこ

とですが、全くそのとおりかもわかりませんが、提案理由でも申し述べたように、果たしてそれでいいのかと、一地域だけがよくなっていいのかと、私はそんな思いでこの議案を提案したのです。確かに3月臨時会におきまして、富岡幸夫議員が附帯決議案を出した件でも、要するに旧むつ市民の方々にも約束したことを破って負担を強いている、その思いがありましたものですから、そして先ほど濱田議員も聞いておりましたけれども、猿でも下北汽船でも一地域だけの問題だけでなく、全市を挙げて継続、存続のために動いてもらいたいし、猿の被害対策のために対応してもらいたい。そういう思いでやはりこういう人事の登用はするべきでないという思いがありました。

3点目ですが、そこまできますと、もう私の対応のとり方がございませんので、あとは任用する方のご判断にお任せします。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 41番。

○41番（佐々木隆徳） 先ほど冒頭で申しましたように、質疑等は見解のみで結構ということで、改めてしません。私の私見を述べることはまかりならぬということでもありますけれども、3月14日の合併以来、地区においては大小さまざまな問題が生じ、例えば分庁舎による決裁権等、また5月でしたか、地元入札がなくなったことにより物が売れなくなった関係で市長に対する陳情、もろもろありますけれども、改善されていることはあるかと思えますけれども、今この場で一つ言いたいことは、3月の臨時会、さらにはまた今定例会においても、ここにおられます三役はもちろんですが、部長級以外の旧3町村のトップである所長がいなくて、これ、ここにおられます議員の皆さんはどういうふうを考えているかわかりませんが、私自身は旧3町村に関しては……

○議長（宮下順一郎） 佐々木隆徳議員、申しわけ

ございません、質疑ということですので、ご理解をお願いいたします。

○41番（佐々木隆徳） 改めて、先ほど言いました財政の問題はさておきまして、離島航路は当面めどがついた内容であります。そこで、平成14年に、まだ3年たっていないのですけれども、その段階でも廃止が取りざたされた。ですから、当面めどがついただけではありますけれども、今後さらにまた廃止問題等が出てくるだろうと、そのように考えます。

それから、猿の問題につきましても、先ほど濱田議員が言いましたように、ごくごく近い将来、この旧むつ市内にも必ずや、数年後とは言いませんが、必ず被害を及ぼすことは火を見るよりも明らかだと、私はそう思っております。それらに対応するために、前脇野沢村長をお願いするという形できました。これらを踏まえまして、対応をお願いしたいということでもあります。

○議長（宮下順一郎） 佐々木隆徳議員にご理解を求めます。

修正案に対する一括質疑で、一括答弁を受けましての再質疑ということでご理解をしていただきたいと思えます。

（「終わります」の声あり）

○議長（宮下順一郎） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

次に、33番半田義秋議員。

（33番 半田義秋議員登壇）

○33番（半田義秋） 非常勤職員採用経費について、減額修正案については、私もその提案者の一人として名を連ねておりますので、全額削除の修正案について目時議員にお尋ねいたします。

提案理由の中に、再三議会の軽視ということが出てまいりましたが、私もそう思う一人でありましたが、提出者は猿の被害、離島航路の問題等につきましては何も触れておりません。この問題に

つきましては、どのような考えをお持ちなのか。

一方の杉浦洋議員が提案理由を述べた、担当者の努力によって、真剣な取り組みによってそれはなされると、そうお思いですか。

それから、もう一つ、万が一災害等が発生した場合は、当然市では市長を本部長とする対策本部が設置されると思いますが、それだけでそれは十分だお思いですか、この2点お答え願います。

○議長（宮下順一郎） 51番。

○51番（目時睦男） お答えいたします。

修正案を提案した理由については、先ほど述べたとおりなわけではありますが、ただいまのお尋ねの1点目の猿の問題、そして下北汽船の問題等々については、私どもも重要な事案であるという受けとめ方をしているわけではありますが、先ほどの質疑にもありましたように、例えば猿の問題については下北半島全体にかかわる問題だと、このように受けとめておりますし、そういう面ではそれぞれの学者等々の意見等も含めながら、全市を挙げた取り組みをしていく必要があると、このように理解をしていますし、下北汽船の問題についても、今猿の問題と同じような形で対処していくべきと、このように考えているところであります。

それと、危機管理体制の問題については、私はこの問題については先ほどの質疑の中でも市長もお答えしておりましたが、テロ問題とか原子力半島とも言われている下北半島、その安全問題から起因する災害等に備える問題とかを含めて大きな、大事な事案であるというふうなことで受けとめております。そういう意味では、民間も含めた各機関の方々の協力は当然でありますし、それとまたこの問題については広範な、例えば審議会等を重ねる中で、その体系づくりというか、そういう部分が必要であると、このような理解をいたしております。

○議長（宮下順一郎） これで質疑を終わります。

両議員は、自席にお戻りいただきます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、これより議案第178号 平成17年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

まず、本案に対する目時睦男議員外5人から提出されました修正案について採決いたします。

この採決については、目時睦男議員ほか5人から、無記名投票によられたいとごの要求がありますので、無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（宮下順一郎） ただいまの出席議員数は60人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（宮下順一郎） 投票用紙を配布しておりますが、記入は投票記載台を用意しておりますので、そちらの方でお願いいたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（宮下順一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼にに応じて、順次記載台で記入して投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長（藤田 修） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつ

お名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対をご記入のうえ、投票箱に投票してください。

それでは、お名前を読み上げます。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番小林正議員、36番坂井一利議員、46番杉浦洋議員、62番杉本清記議員を指名いたします。

よって、9番小林正議員、36番坂井一利議員、46番杉浦洋議員、62番杉本清記議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数60票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 38票

反対 22票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、目時睦男議員外5人から提出されました修正案は可決されました。

ただいま目時睦男議員外5人から提出されました修正案が可決されました結果、杉浦洋議員外17人から提出されました修正案は議決不要となりました。

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。この採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(宮下順一郎) ただいまの出席議員数は58人です。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(宮下順一郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番小林正議員、36番坂井一利議員、46番杉浦洋

議員、62番杉本清記議員を指名いたします。

よって、9番小林正議員、36番坂井一利議員、46番杉浦洋議員、62番杉本清記議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数58票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 8 票

反 対 1 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

#### 報告第9号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第13 報告第9号 平成16年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 繰越明許の関係でございますけれども、実は2月のむつ市議会第183回定例会の議案第140号での繰越明許費の額が3億7,548万3,000円になっておりまして、後ほど議題となります報告第11号で1,092万円を追加し、専決処分になっているわけです。その増加した内容、それからこの事業がいつごろ完成するのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) お答えいたします。

金額につきましては、備品でございます。その部分を追加してございます。

それから、この事業は1月からの大雪により大変おくれました。それで、7月末の完成を予定いたしております。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 45番。

○45番(柴田峯生) それで、実は部長方が脇野沢においでになってご協議した際にも申し上げましたけれども、7月30日にできまして、外構工事の関係が問題になるということなのですが、7月から来年の3月までもし開館しないとすれば、大変な宝の持ちぐされになりますので、できるだけ早い時期に利用できるようにご配慮願いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 今そのように対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

報告第9号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第10号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 報告第10号 平成16年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第10号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第11号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに

ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 5点ばかりお伺いしたいと思います。

まず、歳入の関係ですけれども、10ページの交付税でございますが、地方交付税が7,472万7,000円の追加になっておりますけれども、これは特別交付税の部分なのか。特別交付税については最終的に大体予定した金額が配分になったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、13ページの雑入でございますが、これは年度末の整理だと思っておりますが、9億790万8,000円、決算見込みで歳入の調整ができたところ、こういうことだろうと思うのですが、実際にむつ市で当初計上した、私たちが知り得る報道によれば9億2,900万円というようなことだったので、その後合併に伴って12億8,534万円追加、さらには専決処分で、これは除排雪の関係で4,962万1,000円追加しているのですが、金額的に見まして最終的に旧3町村から引き継いだ雑入というのはどの程度になっているのかお伺いしたいと思います。

23ページの学務管理費でございますけれども、年度末で負担金補助金が1,000万円程度減額になっています。これは、どんなのが決算残余になったのかお伺いしたいと思います。

25ページ、旧町村の借入金返済のため、一時金として30億5,171万円が計上されたわけですが、最終的にこれ見ますと5億2,444万7,000円が減額になっていますので、この差し引きの差が先ほど申し上げました市町村の赤字の部分なのか伺いたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

最後になりますけれども、26ページの繰上充用

金ですけれども、ここは平成15年度に繰り上げた額だと思うのですが、最終的に118万3,000円が減額ということは、そうしますと繰上充用額が平成15年度の決算に変化がなかったのかどうか、今これ減らしたというのはどういう意味があるのかお伺いしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) 地方交付税の件でございますが、これは特別交付税の増でございます。

それから、旧3町村から引き継いだ分は打ち切りでございます。これはこのまま最終的に比較できる数字ではありません。これが約二十四、五億円ということでございます。

3番目は後にします。

4番目の旧市町村の借り入れ30億円余でございますが、これは当初これぐらいに見ておいたわけでございますけれども、決算見込みで間に合つたと、大体この範囲内でおさまって、その分を借り入れて返すということで25億幾らといったような額になっております。

雑入でございますが、この雑入の中には28億幾らということでございますが、これはこの中に各旧町村の剰余金、決算して一時借り入れして、それで精算した段階での剰余金がこの中に入ってきているということでございます。これは、当然一般会計でございますので、これだけ大きい額になっていると。この中に当然空財源分、歳入不足額も含めての形でございまして、当初の見込みとしてこちらが考えていた額よりも若干少なくなるのではないかなというような感じもございます。

繰上充用でございますが、当初の13億円余でございます。これがこのまま最後までついていくといったようなことで、補正額は若干ありますけれども、大体このとおりでございます。あくまでも見込みということですよ。

○議長(宮下順一郎) 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 学務管理費で減額950万3,000円ほど落としてございます。これは、幼稚園就園補助金、それから要保護、準要保護児童に対する県費の減額に伴うものでございます。実情がこういう人数で終わったということで減額いたしております。ご理解ください。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 報告第9号と報告第11号がちょうど逆転すれば質疑もしやすいし、一つで済んだと思うのですけれども。私も最近気がついたものですから、進言できなくて申しわけありませんでしたが、そういうやり方をすれば質疑も1回で済むと思っていますので。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第11号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第12号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第16 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに

ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 報告第13号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第17 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 報告第14号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第18 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 報告第15号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第19 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

ただいま議題となっております報告第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第16号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第20 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第17号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第21 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。49番澤藤一雄議員。

(49番 澤藤一雄議員登壇)

○49番(澤藤一雄) 5ページの歳入、第1款事業収入、第2項1目使用料について、この使用料の納付の方法についてお伺いいたします。この納付方法について、口座振替あるいは窓口納付、これらの納付方法別に件数をお知らせ願います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) お答えいたします。

納付方法でございます。まず、大畑地区、また脇野沢地区につきましては、銀行振り込みまたは市の窓口での直接納付というふうになってございます。あと、件数でございますが、今手元に資料がございません。後ほどお話ししたいと思います。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(宮下順一郎) 49番。

○49番(澤藤一雄) 窓口納付と銀行振り込みということでございますが、窓口というのは利用者が一々窓口に行って支払いをする、あるいは銀行振り込みにしてもそうですが、銀行振り込みの場合には手数料がかかるわけです。今、年金等すべて口座振替を進めている中であって、この手数料の納付が口座振替を使っていないのか、その原因についてお伺いします。そして、今後口座振替に順次していくというような計画があるのか、これについてもお伺いします。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) 早速金融機関等とも協議いたしまして、口座振替ができるような事務手続を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 報告第18号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第22 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第19号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第23 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 報告第20号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第24 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第21号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第25 報告第21号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 報告第22号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第26 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 報告第23号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第27 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 報告第24号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第28 報告第24号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。  
50番千賀武由議員。

(50番 千賀武由議員登壇)

○50番(千賀武由) 和解及び損害賠償の額を定めることについて、報告第24号とともに29、30、31、32、33号の6件につきまして、関連がありますので、どうぞ議長、総体的にお尋ねいたしますので、ご了承願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 千賀議員に申し上げます。  
ただいま議題となっておりますのは、報告第24号の部分でございますので、ご理解をして、報告第24号に限っての質疑としていただきますようお願いいたします。

○50番(千賀武由) わかりました。  
これ一つをとっても、幸いに事故が軽微でありまして、人身傷害がなかったことは、これは不幸中の幸いでございます。小さいとはいえ事故は事故でございます。この事故は、絶対絶滅をしなければならない昨今でございます。そこでお聞きいたしますが、職員が事故を起こさないために市ではどのような指導をしてきたか、また今後どのようにしようと考えているのかお聞かせください。

また、本庁並びに各分庁舎に安全運転管理者が任命されていると思いますが、安全運転管理者のもと、始業、終業点検が実施されているのかお聞かせを願いたいと思います。

また、この報告第24号の関連でございますけれども、この交通事故での職員の懲戒処分についてはどのようになっているのか、この3点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 報告第24号についてのお尋ねでありますので、その部分だけに絞ってお話し申し上げます。

1月から2月にかけて雪がかなり多うございまして、ほとんどがその時期に集中しておりました。

ある面では、大雪が影響したのではないかと思っております。職員からは、事故報告が出てまいりますので、その都度常に安全運転を心がけるよう喚起を促しているところでございますので、よろしく申し上げます。

それから、安全運転管理者につきましては、それぞれ配置してございます。それで、車の整備についても、その職員が指導していると、そういうことでございます。

それから、大きな事故でありませぬので、重過失の場合は職員に賠償責任を求めることもございます。ただ、今回につきましては軽微な事故と理解しておりますので、職員に賠償責任を求めることは考えてございません。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 50番。

○50番(千賀武由) ありがとうございます。いづれにいたしましても、交通事故には避けられない事故もありましょうが、万全の注意をしていれば多くの事故は防げると私は思います。交通事故防止のために全職員には常に交通安全意識を持たせてくれるよう申し述べまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長(宮下順一郎) これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

報告第24号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第25号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第29 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第26号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第30 報告第26号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第26号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第27号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第31 報告第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。  
45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 通告しましたけれども、大変な決算をした状況ですので、決算のときに改めてお尋ねしたいと思いますので、以上で終わります。

○議長(宮下順一郎) これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第27号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第27号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第28号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第32 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第28号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 報告第29号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第33 報告第29号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第30号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第34 報告第30号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第30号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第31号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第35 報告第31号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第31号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第32号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第36 報告第32号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第32号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第33号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第37 報告第33号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第33号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 散会の宣告

○議長(宮下順一郎) 以上で、本日の日程は全部

終わりました。

お諮りいたします。明6月29日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、明6月29日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、6月30日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時59分 散会

